

さいたま市設計業務成績評定を試行します

(土木及び建築工事に係る一部の設計業務を対象)

■実施の背景

建設工事に伴う設計業務の成果の品質は、その後に施工する工事の品質に大きく影響するものとなっています。

また、現場の担い手不足、若年入職者の減少などを背景に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成26年6月に改正されるなど、近年の公共工事を取り巻く状況は厳しさを増すとともに大きな変化を見せています。

そこで、本市では、設計成果の品質向上と同法改正の趣旨を踏まえ、設計業務の成績評定の一層の適正化を図り、建設コンサルタント等の指導育成に資することを目的として、土木及び建築工事に係る一部の設計業務を対象として、100点満点の点数方式による成績評定を試行的に実施することとしました。

■概要

さいたま市設計業務成績評定試行要領に基づき、当初契約金額が500万円以上の設計業務のうち、土木及び建築工事に係る一部の業務（土木：詳細設計、建築：実施設計）において、業務成績評定を100点満点の点数方式により実施します。

なお、この取組みは、成績評定の適正な実施方法などを検討するための基礎資料収集として試行的に行うものです。よって、成績評定の結果（評定点）は受注者の皆様に何ら影響するものではありません。

■施行日

平成27年4月1日を施行日とし、平成27年4月1日以降に契約を締結する業務に適用します。

■お問い合わせ先

建設局技術管理課

電話 048-829-1515

